平成２３年（フ）第２３号
香川県高松市由良町299番地26
債務者　太田　安裕
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７６号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2073番地
債務者　横内壽美子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第5号
香川県観音寺市坂本町５丁目３―28―102号室、住民票上の住所香川県観音寺市柞田町乙2786番地
債務者　合田　郭美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第３０３１号
名古屋市名東区大針１丁目183番地
債務者　亀井　智樹
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅５棟305
債務者　西野　重男
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅５棟305
債務者　西野　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
仙台市青葉区国見６丁目13番36号　グループホームぱうむ２号館
債務者　米澤　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
仙台市青葉区中山吉成３丁目９番12号
債務者　鎌田　　實
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
仙台市青葉区中山吉成３丁目９番12号
債務者　鎌田　てる
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
仙台市青葉区中山吉成３丁目９番12号
債務者　鎌田　和明
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
仙台市青葉区小田原５丁目１番３号　コーポシャイニングＡ―101
債務者　阿部　真理
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
宮城県石巻市中里６丁目13番６号　コーポ中里105号、前住所宮城県東松島市矢本字裏町76番地１
債務者　佐々木祐也
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
宮城県石巻市北上町十三浜字菖蒲田76番地
債務者　千葉　信哉
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
秋田市土崎港中央６丁目10番７号
債務者　竹内なつみ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２号
秋田市牛島東７丁目８番28号
債務者　齋藤　龍男
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第6号
秋田県大館市有浦５丁目４番13号
債務者　菅原　禎枝
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２０号
福島市瀬上町字道田山１番地の10
債務者　菅野　節子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福島地方裁判所